

「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和8年3月2日府地創第50号・府地事第93号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 本事業は県産農林畜水産物の高付加価値化、ブランド化、PR等に積極的に取り組むコンソーシアムを支援することで、「食のみやこ熊本県」の創造に繋げ、もって稼げる農林畜水産業の実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 本事業における「コンソーシアム」とは、地域の関係者が一体となり、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組みを行う組織で、次の要件を満たすものをいう。

(1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。

(2) コンソーシアムの構成員は実施事業の内容に応じ、別表の事業実施主体の欄の要件を満たすものとする。

2 本事業における「取組主体」とは、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組みを行う、コンソーシアムの構成員で、かつ、事業の実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有するものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、別表のとおりとする。対象は食用の県産農林畜水産物や、県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等とし、観賞用作物や飼料用作物等、食用に供されないものは対象としない。

(事業実施主体)

第5条 本事業の実施主体は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助金の交付対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

3 本事業により整備する施設等の能力及び規模は事業実施主体内で十分に協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。

4 補助対象外経費

(1) 取組主体が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している取組みに係る経費

(2) 交付決定の日よりも前に入札、発注、購入、契約等を実施したものに係る経費。

ただし、要項9条第1項で定める承認を受けた場合は、前号の「交付決定の日よりも前」は「要項9条第1項で定める承認の前」と読み替えるものとする。

(3) 別表のうち(2)の事業において既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費

(4) 施設等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代等に要する経費

(5) 商品券等の金券購入に係る経費

(6) 雑誌定期購読料、新聞代に要する経費

(7) 企業運営や施設運営に要する経費

(8) 飲食に要する経費

(9) 土地の取得、賃借及び補償に要する経費

(10) 車両の購入、修理、車検に要する経費。ただし、別表の(2)の事業を行う場合で、キッチンカーを整備する等、事業上必要と認められる場合は、車両の改修費に限り補助の対象とすることができるものとする。

(11) 税務申告及び決算書の作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用並びに訴訟等のための弁護士費用

(12) 振込手数料

(13) 公租公課

(14) 借入金等の支払利息及び遅延損害金

(15) 汎用性があり、補助金の目的外使用になり得るパソコン、プリンタ等の購入に要する経費

(16) 中古品の購入に要する経費

- (17) 地方公共団体の職員の人件費
- (18) 地方公共団体職員の旅費
- (19) 事業計画期間のみに効果が留まるもの
- (20) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
(例)
 - ・ モニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給
 - ・ 販促物（ノベルティ）の作成に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。PR資材等は補助の対象となり得る。）
 - ・ 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費
- (21) その他、知事が不相当と認める経費

（目標年度及び成果目標）

第7条 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年後とする。

2 本事業の成果目標を次のとおり定めるものとする。

（1）数量目標

本事業の対象とする品目若しくは加工食品を設定し、年度毎の生産数量等の目標を設定することとする。数量の単位は設定した品目若しくは加工食品に応じて、作付面積、生産重量、生産個数等から適切に設定するものとする。数量の集計の範囲は、コンソーシアム内で適切に設定するものとする。

（2）販売金額目標

前号で設定した品目若しくは加工食品の年度毎の販売金額目標を設定するものとする。金額の集計の範囲は、コンソーシアム内で適切に設定するものとする。

（事業実施計画の承認申請）

第8条 補助事業者（事業実施主体）は、補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとするときは、原則として市町村を経由して要項第3条の事業実施計画承認申請書を知事へ提出するものとする。

ただし、事業実施主体が県の全域を対象にする等、広域的な取組を行う場合は、事業実施主体は市町村を経由せずに事業実施計画承認申請書を知事へ提出することができるものとする。

2 事業実施計画の提出時において事業実施主体の設立が完了していない場合は、事業実施主体の代表者となることを予定している者が、他の者を代理して、事業実施計画承認申請書を提出することができるものとする。

- 3 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 4 第1項の規定による事業実施計画承認申請書の提出を受けた市町村長はこれを知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

(事業実施計画書の変更申請)

第9条 要項第5条第1項の事業実施変更計画承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

ただし、前条第2項の規定により事業実施計画承認申請書を提出し、承認を受けている場合は、事業の着手後、当該年度中に速やかにコンソーシアムを設立するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 要項第6条第2項の補助金の交付申請書に添付する事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第11条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第12条 要項第9条第1項の交付決定前着手承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(概算払の請求)

第13条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、補助金概算払(前金払)請求明細書(別記様式第3号)及び契約書又は発注書・請書等の写しを添付するものとする。

(実績報告)

第14条 要項第13条第2項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記様式第1号を準用する。ただし、機械導入、施設整備等を行った場合は、実績報告時に別記様式第4号の財産管理台帳を作成し、添付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第15条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の

承認を受けようとするときは、承認申請書（別記第5号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第16条 規則第5条第1項第2号の規定により補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業の遅延等の報告書（別記第6号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。

（事業の推進）

第17条 熊本県及び事業実施主体は、事業の実施にあたっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

（事業名等の表示）

第18条 本事業により整備した施設・機械等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

（実施状況報告）

第19条 本事業を活用し、食の高付加価値化等に取り組んだ事業主体は毎年7月末までに別記様式第7号により県へ成果目標の達成状況報告を行うこととする。報告の期間は、事業実施の翌年度から目標年度の翌年度までとする。

（財産の処分の制限）

第20条 要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。

（雑則）

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月16日から施行する。

別表（第3条～6条関係）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件
(1) コンソーシアム推進事業	<p>コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関を必須の構成員とする3者以上の役割の異なる者が参画していること）</p>	<p>「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化、PR等のコンソーシアムの活動に要する費用 （会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR活動、事例調査等）</p>	1/2以内	
(2) コンソーシアム整備事業	<p>コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関を必須の構成員とする3者以上の役割の異なる者が参画していること）</p>	<p>コンソーシアム全体で取り組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠点等で必要となる施設・設備の整備、機械の導入等）</p>	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者同士の連携や役割分担等が十分に整理され、コンソーシアム全体への波及効果が認められること ・農林畜水産物そのものの生産や高品質化に直接的に必要な施設・機械（ハウス、環境制御装置、防除機等）は本事業の支援対象としない